

Q & A 「新ビジネスチャレンジ促進補助金」

〈よくある質問〉

Q 1 : 事業計画を作成するのに、実施したい内容をうまく事業計画にまとめることができません。市の窓口で教えてもらえるのですか？

A 1 :

市は審査を行う側となりますので、具体的な書き方をお教えすることはできません。市へのご相談では、制度内容や記入様式に関する質問に限ります。

また、事業計画の策定に関する相談については、次の行政の支援機関でご相談できます。

ただし、支援機関での対応は、事業計画書の作成にあたっての事業再構築等の内容に関する相談ですので、相談の結果をもとに、事業計画書の作成は各自で行ってください。

[支援機関]

1) 松山しごと創造センター

(Tel : 089-948-8035, 松山市湊町 4 丁目 8-13)

2) 愛媛県よろず支援拠点

(Tel : 089-960-1131, 松山市久米窪田町 487-2 テクノプラザ愛媛別館内)

Q 2 : 「●● (設備品名)」を購入したいが、補助対象事業となりますか？ また、「▲▲」を実施したいが、補助対象となりますか？

A 2 :

特定の設備品の購入の事実だけでは補助対象事業の可否を判断できません。

事業計画の中で、購入した設備品をどういった用途で使用し、その内容が「新規性及び将来性がある事業」となっているのか、「新型コロナウイルス感染症の影響及び原油その他の物価の高騰による社会経済の変化に対応するため、事業再構築等の必要性がある事業」となっているのかを総合的に確認し、補助対象事業となるのか審査します。

したがって、「●● (設備品名)」を購入したい場合でも、設備品の特定だけで、補助対象となるかは判断しません。

また、「▲▲」を実施したいについても同様です。

Q 3 : 新ビジネスチャレンジ促進補助金は、何回でも申請できますか？

A 3 :

1 の中小企業者等 (補助対象となる法人又は個人事業主) あたり、申請は 1 回限りです。

Q 4 : 同じ内容で他の行政機関 (国又は県等) の補助制度に申請していますが、市の新ビジネスチャレンジ促進補助金を申請できますか？

A 4 :

申請できません。他の補助制度と重複した内容での申請は不可となっています。ただし、他の行政機関の補助制度に申請した事業内容と重複しないものについてはご申請いただけます。

Q 5 : インターネット等から購入する際、見積書が発行されない場合は、何を提出すればいいですか？

A 5 :

購入する物品および金額が載っているページを印刷して提出してください。この場合、印刷した用紙に、その購入サイトが見積書の発行ができない旨を記載し、代表者名を署名、押印をしてください。インターネットから購入する場合でも、実施報告の際に領収書が必要となりますのでご注意ください。